子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっている。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、日本の小中学校で、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば、小学校54%、中学校82%となっている。子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

保護者へのアンケートによると、「保護者が思う適正な一クラスの児童生徒数」は、30人:45.4%、25人:20.5%、20人:16.0%、35人:8.4%の順となっており(日本の教育を考える10人委員会、07年保護者アンケート)、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いである。このことから、OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきである。

教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、日本はOECD諸国の中でトルコについで下位から2番目となっている(GDPに占める教育費の割合:OECD平均4.9%、日本3.3%OECDインディケーター09年版)。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要がある。

こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について、政府に強く要望する。

記

- 1 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づいている、 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたか な教育環境を整備しるため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度 の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2010年(平成22年)6月22日